

◆ 学則・諸規程

1. 甲子園短期大学学則

第1章 総 則

(目的及び使命)

第1条 甲子園短期大学(以下「本学」という。)は、学校法人甲子園学院の校訓「勤勉努力、和衷協同、至誠一貫」を建学の精神として、教育基本法及び学校教育法に基づき、広い一般教養と実生活に即する専門知識を授け、健全円満な人格を陶冶し、平和社会の進展に貢献できる女性を養成することを目的とする。

2 前項に基づく学科の人材養成の目的及び教育研究上の目的は、別に定める。

(自己点検及び評価)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価の対象となる範囲及び実施体制等については、別に定める。

第1条の3 本学は、教員の授業内容や教育方法の改善・向上を図るために、組織的な研究・研修を行う。

2 前項の実施体制については、別に定める。

(名 称)

第2条 本学は甲子園短期大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は兵庫県西宮市瓦林町4番25号に置く。

第2章 組織及び収容定員

(組 織)

第4条 本学に、次の学科を置く。

生活環境学科

幼児教育保育学科

(定 員)

第5条 学生の定員は次のとおりとする。

入学定員	生活環境学科	30名	収容定員	60名
	幼児教育保育学科	40名		80名

介護福祉士養成課程は、各学年20名までとする。

第3章 修業年限及び在学年数

(修業年限)

第6条 本学の修業年限は、2年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第42条に定める長期履修学生の修業年限は、最長4年とする。

(在学年数)

第7条 本学の在学年数は、修業年限の2倍を超えることはできない。

第4章 学年・学期及び休業日

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第9条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が必要と認めた場合には、前項の前期・後期の期間を変更し、授業を行うこ

とができる。

(休業日)

第10条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学院創立記念日（5月1日）

(3) 日曜日及び土曜日

(4) 夏期休業 7月11日から9月10日まで

(5) 冬期休業 12月21日から翌年1月10日まで

(6) 春期休業 3月11日から4月10日まで

2 学長が必要と認めた場合には、前項の休業日を変更し、又は休業日に授業を行うことがある。

3 学長が必要と認めた場合には、臨時に休業日を設けることができる。

第5章 授業科目・教育課程及び履修方法

(教育課程)

第11条 本学において開講する授業科目、教育課程と単位数は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

2 本学における授業科目は、総合教養科目及び専門教育科目とする。

3 各種資格及び受験資格並びに各種免許を取得しようとする者は、別に定める規程に従い、所定の科目を履修し単位を修得しなければならない。

第6章 入 学

(入学の時期)

第12条 入学は、毎学年の始めとする。但し、再入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第13条 本学に入学することのできる者は、女子にして次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として、認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(7) その他相当の年令に達し、高等学校卒業者と同等以上の学力ありと本学において認めた者

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学志願の手続)

第15条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を

添えて、学長に願出なければならない。

(入学の手続)

第16条 第14条の規定による選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金その他の学費を納入し、入学の手続きをしなければならない。

- 2 保護者又は親権者が死亡・転居その他の事由により、その資格を失った場合は、直ちに代人を届け出なければならない。

(入学の許可)

第17条 学長は、入学手続終了者に対し、入学を許可する。

第7章 再入学・転入学・転籍・休学・退学及び除籍

(再入学・転入学)

第18条 本学に再入学又は転入学を希望する者については、欠員がある場合に限り、選考のうえ入学を許可することがある。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。
- 3 本学を卒業又は退学し、卒業又は退学前の学科と異なる学科に入学を志願するときは、第15条から第16条までを適用する。
- 4 他の短期大学又は大学を卒業又は退学した者、又は大学院を修了又は退学した者が本学に入学を志願するときには第15条から第16条までを適用する。
- 5 学費滞納者の取扱いに関する規程は、別に定める。

(転籍)

第19条 本学に在学する者で他の学科に転籍を願出する者があるときは、選考のうえこれを許可することがある。

(休学)

第20条 病気その他の事由により、引き続き2ヵ月以上就学できない場合は医師の診断書又はその事由を付して、休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は学年を超えてはならない。但し、特別の事情がある場合は引き続き1年以内に限り期間を延長することができる。
- 3 休学期間は第6条及び第7条に定める在学期間に通算しない。
- 4 休学期間中にその事由が消滅し復学しようとするものは、復学願を提出し、許可をうけなければならない。

(退学)

第21条 退学しようとする時は、保護者又は親権者はその事由を具し、署名捺印のうえ願出なければならない。

(除籍)

第22条 次の各号の1に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- (1) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (2) 病気・成績不良その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 所定の在学期間を超えた者
- (4) 所定の休学期間を超えて、なお復学できない者
- (5) 所定の期限内に学費を納入しない者

第8章 履修方法・課程修了の

認定及び卒業

(履修単位の計算方法及び付与)

第23条 授業科目を履修した者には認定のうえ所定の単位を与える。

- 2 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、各授業科目の単位数は次の基準により計算する。

- (1) 講義については15時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については30時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習及び実技については45時間の授業をもって1単位とする。但し、別に定める授業科目については30時間又は40時間をもって1単位とする。
- (4) 講義と実習等二つ以上の方法の併用により行う授業科目については、その組み合わせに応じ、前各号の基準により算定した合計時間数をもって1単位とする。
- (5) 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(課程修了の認定)

第24条 単位修得の認定の方法は試験及びその他の審査により、これを行う。

- 2 前項の試験及びその他の審査の方法については、別に定める。
- 3 出席時間数が総授業時間数の3分の2(介護実習にあっては5分の4)に満たない者には当該科目の履修の認定をしない。
- 4 学習の評価は、S、A、B、C及びDの五段階をもって示し、S、A、B、Cを合格とし、Dを不合格とする。

(卒業の要件)

第25条 学生は2年以上在学し、総合教養科目及び専門教育科目について、次の通り単位を修得しなければならない。

区分	総合教養科目	専門教育科目	合計
生活環境学科	12単位以上	54単位以上	66単位以上
幼児教育保育学科		54単位以上	66単位以上

- 2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間に履修登録できる単位数について上限を定めることができる。

(教育職員免許状)

- 第26条 教育職員免許状を得ようとする者は、前条のほか教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の幼児教育保育学科において取得できる教育職員免許状は幼稚園教諭二種免許状とする。

(保育士、介護福祉士資格)

第27条 保育士の資格を得ようとする者は、幼児教育保育学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成

施設の修業教科目及び単位数ならびに履修方法（平成13年厚生労働省告示第198号）に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

- 2 介護福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、生活環境学科に在籍し、第25条に定めるところによるほか社会福祉士介護福祉士学校指定規則第5条第1項第3号に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。その細則は別に定める。

（追試験）

- 第28条 事故等やむをえない事由により受験できなかった者は、追試験を受けることができる。

（他の短大等における履修単位の認定）

- 第29条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学及び高等専門学校に専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学長は、教授会の意見を聴いて30単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

（入学前の他の短大等における履修単位の認定）

- 第30条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を与えることができる。
- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第18

条に規定する再入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

（卒業）

- 第31条 学長は第25条に規定する要件を満たした者について、教授会の意見を聴いて卒業を認定し、卒業証書・学位記を授与する。
- 2 卒業証書には、短期大学士の学位を得たことを証する。

（資格）

- 第32条 本学において取得できる資格は、別に定める。

第9章 学 費

（学 費）

- 第33条 本学の学費は次のとおりとする。

入学検定料	30,000円
入学金	300,000円
授業料年額	648,000円
教育充実費年額	369,000円
実験実習費年額	55,000円

学費は、所定の期日までに納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第42条第4項に定める長期履修学生については、年額で定められている学費につき、第6条第1項に定める修業年限2年を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額とする。
- 3 前各項に定める学費の外、免許・資格取得に必要な臨地実習費は別途徴収する。

- 4 やむを得ない事由により授業料、教育充実費及び実験実習費（以下まとめて「授業料等」という。）の納入が困難な者に対しては、甲子園短期大学学費規程（以下「学費規程」という。）により授業料等の納入を所定の期間留保することができる。
- 5 学費の取扱いについては、学費規程によるものとする。

（学費の特例）

第34条 休学中の授業料等は免除する。但し、休学者は、休学中は休学在籍料を納入しなければならない。休学在籍料は別に定める。

- 2 退学又は転学しようとする者は、その期の授業料等を納入するものとする。

（学費の返還）

第35条 既に納入した学費及びその他の納入金は、学費規程による返還を除き、返還しない。

第10章 職員組織

（職員組織）

- 第36条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。
- 2 前項に定める職員のほか、副学長、学長補佐、学科長を置くことができる。
- 3 学務部、学生部、入試部にそれぞれ部長を、教育研究センターにセンター長を置く。
- 4 専任教員数は、短期大学設置基準第22条別表第1に準拠するものとする。

第11章 教授会

（教授会）

第37条 本学に教授会を置く。

（組織）

第38条 教授会は本学の学長及び教授を以て組織し、学長又は教授会が必要と認めた場合は、その他の専任教員を加えることができる。

（招集）

第39条 教授会は学長が必要と認めたとき、又は教授会の構成員の3分の2以上の要求があったとき、学長がこれを招集し、議長となる。但し学長に事故あるときは先任教授が代行する。

（役割）

第40条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

3 教授会に関する規程は、別に定める。

第12章 図書館

（図書館）

第41条 本学に附属図書館を置く。

- 2 図書館に、館長を置く。
- 3 図書館に関する規程は別に定める。

第13章 聴講生及び科目等履修生

(聴講生・科目等履修生等)

- 第42条 本学学科課程のうち1科目又は数科目聴講を希望する者があるときは、学生の学修を妨げない場合にかぎり、短期大学卒業生又は高等学校卒業生と同等以上の学力ありと認めた者を選考のうえ、学長は教授会の意見を聴いて聴講生又は科目等履修生として入学を許可することができる。
- 2 科目等履修生が受講した授業科目について試験を受け、これに合格した場合は所定の単位を与える。
 - 3 聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。
 - 4 第6条に定める修業年限を超えて授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者は、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。また、在学生の場合は、理由及び履修状況などから選考の上、長期履修学生となることを許可する。
 - 5 長期履修学生に関する規程は、別に定める。

第14章 公開講座

(公開講座)

- 第43条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座は、学長がこれを主宰する。

第15章 賞 罰

(表彰)

- 第44条 学業の成績優秀にして品行方正なる者、又は他の学生の模範となる者があるときは教授会の意見を聴いて、学長が表彰することがある。
- 2 学業成績優秀にして、学費支弁が困難な者に学業を奨励する意味において、教授会の意見を聴いて、学長が特待生として学費を免除することがある。

(懲戒)

- 第45条 本学の規則方針に違反し、その他本学の学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 学生の懲戒手続に関する規程は、別に定める。

(退学処分)

- 第46条 前条の退学処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みのない者
 - (2) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第16章 学生寮

(学生寮)

- 第47条 本学に学生寮を設ける。
- 2 その規則は別に定める。

附則

本則は平成21年4月1日より施行する。

- 1 平成20年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 第26条第2項の規定は、平成23年度入学生から適用する。但し、平成21年度及び22年度入学生（平成22年度及び23年度卒業生）に限り、同条に定められた授業科目を履修し、その単位を修得することにより、なお従前の例による。

附則

本則は平成21年8月1日より施行し、平成22年度入学生の入学手続きから適用する。

附則

本則は平成22年4月1日より施行する。

附則

本則は平成23年4月1日より施行する。但し、平成22年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附則

本則は平成25年4月1日より施行する。

- 1 平成24年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成26年4月1日より施行する。

- 1 平成25年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成27年4月1日より施行する。

- 1 平成26年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成28年4月1日より施行する。

- 1 平成27年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成29年4月1日より施行する。

- 1 平成28年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成30年4月1日より施行する。

- 1 平成29年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成30年11月22日より施行する。

附則

本則は平成31年4月1日より施行する。

但し、平成30年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は平成31年4月1日より施行する。

附則

本則は令和2年4月1日より施行する。

附則

本則は令和3年4月1日より施行する。

附則

本則は令和4年4月1日より施行する。ただし、令和3年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

本則は令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生については、改正後の規

定にかかわらず、第33条（学費）を除き、なお従前の例による。

附則

本則は令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
総合 教養 科目	特別演習	4		演習
	人権教育の研究	1		講義
	キャリアデザイン	2		講義
	日本国憲法		2	講義
	生命倫理	2		講義
	臨床心理	2		講義
	健康とスポーツ科学		1	講義
	健康とスポーツ科学実践		1	実技
	自己と他者理解の心理学		2	講義
	英語Ⅰ		1	演習
	英語Ⅱ		1	演習
	グローバルスタディⅠ		2	演習
	IT技術Ⅰ		2	演習
	IT技術Ⅱ	2		演習

別表2

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
生活環境学 専攻 科目	生活環境概論	2		講義
	生活文化演習	1		演習
	暮らしの行事と文化		2	講義
	コミュニケーション論	2		講義
	医療管理学概論		2	講義
	薬の知識		2	講義
	医療事務総論		2	講義
	医療保険請求事務演習・調剤保険請求事務演習		2	演習
	レセプトコンピューター技術演習		2	演習
	人体の構造と機能		2	講義
	I T 技術応用Ⅰ		2	演習
	I T 技術応用Ⅱ		2	演習
	課題解決演習	2		演習
	発表技法論		2	演習
	ゲーデニングⅠ		1	演習
	ゲーデニングⅡ		1	演習
	園芸デザイン		1	実習
	テーブルコーディネート		2	演習
	グローバルスタディⅡ	2		演習
生活環境学 専攻 科目	グローバルスタディⅢ	2		演習
	日本語基礎演習Ⅰ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅱ		2	演習
	インターンシップ		4	実習
	卒業研究	2		演習
生活環境学 専攻 科目	キャリアデザイン演習	1		演習
	映像とデジタル表現	1		演習
	情報リテラシー基礎		2	演習
	情報リテラシー応用		2	演習
	フードデザインサイエンス		2	演習
	社会福祉	2		講義
	地域社会論	2		講義
	色彩と空間		2	講義
	デザイン技法		2	演習
	デザインと人間理解		2	講義
	マーケティング論		2	講義
	Webデザイン基礎		2	演習
	ビジュアルライゼーション		2	演習
	プログラミング		2	講義
	クリエイティブイノベーション		2	演習
	デジタルデザイン演習Ⅰ		2	演習
	デジタルデザイン演習Ⅱ		2	演習
	Webデザイン応用		2	演習
	デジタルデザイン応用		2	演習
	データサイエンス実践		2	演習
	Webプログラミング		2	演習
	デジタルマーケティング論		2	講義
	Webデザイン実践		2	演習

別表3

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
幼児教育保育学科専門教育科目	保育者論	2		講義
	教育原理	2		講義
	保育原理	2		講義
	社会福祉	2		講義
	幼児音楽基礎Ⅰ	1		演習
	幼児音楽基礎Ⅱ		1	演習
	ピアノ基礎		1	演習
	幼児教育基礎演習		1	演習
	子ども家庭福祉	2		講義
	社会的養護Ⅰ	2		講義
	社会的養護Ⅱ		1	演習
	保育の心理学Ⅰ	2		講義
	保育の心理学Ⅱ		1	演習
	子ども家庭支援の心理学	2		講義
	子どもの保健	2		講義
	子どもの健康と安全		1	演習
	子どもの食と栄養	2		演習
	子ども家庭支援論	2		講義
	保育カリキュラム論	2		講義
	保育内容総論	1		演習
	保育内容健康	1		演習
	保育内容人間関係	1		演習
	保育内容環境	1		演習
	保育内容言葉	1		演習
	保育内容表現	1		演習
	乳児保育Ⅰ	2		講義
	乳児保育Ⅱ		1	演習
	特別支援教育・保育概論	2		演習
	保育相談支援	1		演習
	子どもと遊び	1		演習
	子どもと環境	1		演習
	子どもと音楽表現	1		演習
	子どもと造形表現	1		演習
	子どもと言葉	1		演習
	保育総合表現	2		演習
	リトミック		1	演習
幼児教育保育学科専門教育科目	リトミック応用		1	演習
	教育方法と技術		2	演習
	教育実習		4	実習
	教育実習指導		1	演習
	保育実習Ⅰ		4	実習
	保育実習指導Ⅰ		2	演習
	保育実習Ⅱ		2	実習
	保育実習Ⅲ		2	実習
	保育実習指導Ⅱ		1	演習
	保育実習指導Ⅲ		1	演習
	教職実践演習		2	演習
	子どもと絵本Ⅰ		2	講義
	子どもと絵本Ⅱ		2	講義
	生活文化演習		1	演習
	IT技術応用Ⅰ		2	演習
	IT技術応用Ⅱ		2	演習
	課題解決演習		2	演習
	発表技法論		2	演習
	ゲーデニングⅠ		1	演習
	ゲーデニングⅡ		1	演習
	園芸デザイン		1	実習
	テーブルコーディネート		2	演習
	グローバルスタディⅡ		2	演習
	グローバルスタディⅢ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅰ		2	演習
	日本語基礎演習Ⅱ		2	演習
	インターンシップ		4	実習
	卒業研究		2	演習
	キャリアデザイン演習		1	演習
	映像とデジタル表現	1		演習
	情報リテラシー基礎		2	演習
	情報リテラシー応用		2	演習
	地域社会論		2	講義
	色彩と空間		2	講義
	デザイン技法	2		演習
	デザインと人間理解	2		講義

科目	授業科目	単位		授業形態
		必修	選択	
幼児教育保育学科専門教育科目	マーケティング論		2	講義
	Webデザイン基礎		2	演習
	ビジュアライゼーション		2	演習
	プログラミング	2		講義
	クリエイティブイノベーション		2	演習
	デジタルデザイン演習Ⅰ		2	演習
	デジタルデザイン演習Ⅱ		2	演習
	Webデザイン応用		2	演習
	デジタルデザイン応用		2	演習
	データサイエンス実践		2	演習
	Webプログラミング		2	演習
	デジタルマーケティング論		2	講義
	Webデザイン実践		2	演習